

居宅介護支援サービスのご紹介

(重要事項説明書)

1. サービスの目的

居宅介護支援サービスは、介護保険制度を利用されるお客様を対象に、様々な障害を抱えながらも住み慣れたご自宅で自立した日常生活が送れますよう、お客様の心身の状態に応じご希望に沿った「居宅サービス計画」の作成などを行うものです。

2. サービスの担当者

お客様のご相談に応じる担当者は、厚生労働省令で定められた試験に合格し、研修を終了した下記の介護支援専門員が担当しますので、ご不明な点などありましたらなんでもお気軽にご相談下さい。

担当者名：()

電話：0968-62-6406

3. じげんえん居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定状況及び提供地域

事業所名	じげんえん居宅介護支援事業所
所在地	熊本県荒尾市荒尾1997番地
介護保険指定番号	4350480010
通常のサービス提供地域	荒尾市

※上記の地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 当事業所の特徴（基本方針）

- 介護保険法の理念に基づき、利用者が可能な限りその居宅において自立した生活を営むことが出来るようにします。
- 利用者の心身の状態や環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるようにします。
- 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち提供されるサービスが特定の種類、特定の事業所に不当に偏することのないよう公正、中立に行います。
- 事業運営に当たっては、市町村や在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設などとの連携に努めます。

(3) 介護支援専門員等の体制

区分	常勤	非常勤	主な職務内容
管理者	1名	0名	ケアマネジメント業務の総括・代表
介護支援専門員	4名以上（兼務有り）		ケアマネジメント業務の企画調整・実施
補助職員	1名以上（兼務有り）		支援専門員の補助、事務業務

(4) 営業日・営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで
営業時間	午前8時30分から午後5時まで

緊急時は24時間、電話対応できる体制を整えています。※土曜は当番が出勤しています。

(5) 課題分析の方式

MDS-HC方式により行います。

4. 居宅介護支援の利用申し込みから介護サービス提供までの主な流れ

(1) お客様から居宅介護支援サービスの利用申し込み

(2) お客様のご自宅を訪問し、心身の状態や現在の状況・環境等を調査し、可能な限りご自宅で自立した日

常生活がおくれますよう、解決すべき課題を把握・分析します。

- (3) お客様やご家族の方がどのような介護サービスを、どの程度の頻度でご利用したいのかご希望をお伺いします。
- (4) 上記(2)の解決すべき課題や(3)のご希望を考慮し、また、主治医やサービス事業者と協議して、お客様に適した1ヶ月単位の介護サービスの利用計画である「サービス利用票」を作成します。
また、介護サービスを利用された際にお客様がご負担することとなる利用料の内容を記載した「サービス利用票別表」を作成しますので、合わせてご確認の上ご理解を頂きます。
- (5) 「サービス利用票」に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。
- (6) 介護サービス提供後も、継続的にお客様の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握し、必要に応じて「サービス利用票」の変更を行います。

5. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事や、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求める事ができます。必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間は終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携する必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の所属名と名前を伝えてください。
- (5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況については、別紙で記載している通り（前期・後期）にて説明致します。

6. 居宅サービス計画の作成以外に提供できるサービス内容

当事業所では「居宅サービス計画」の作成以外に、お客様のご依頼に基づき次のサービスを提供することが出来ますので、お気軽にご相談下さい。

- (1) お客様のご依頼に基づき、市町村窓口へ要介護認定の申請（新規・更新・変更）を代行します。
代行にあたっては手続き上、お客様の被保険者証をお預かりすることになります。
- (2) お客様のご依頼に基づき、市町村窓口へ「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出を代行します。
ただし、代行にあたっては手続き上、お客様の被保険者証をお預かりすることになります。
- (3) その他、介護保険制度に関するご相談に応じます。

7. 居宅介護支援の利用料金（居宅サービス計画作成の費用）

(1) 利用料（計画作成費）

○要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額保険給付されますので、お客様のご負担はありません。保険料の滞納等により法定代理受領が出来ない場合、1ヶ月あたりの介護報酬の額と同じ額をご負担いただくことになります。

■要介護1・2 → 10,860円

■要介護3・4・5 → 14,110円

(2) 交通費

○利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にあるときでも交通費は頂きません。

8. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	宗 禎信 (管理者)
-------------	------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9. 事故が発生した場合の対応

居宅介護支援の提供時にお客様に事故が発生した場合速やかに荒尾市及びご家族の方に連絡する共に、必要な措置を講じます。

10. 身分証携行義務

介護支援専門員は、身分証を携行し初回訪問時及び利用者、利用者の家族から提示を求められた時は、身分証を提示します。

11. 秘密の保持

「居宅サービス計画」を作成する中で知り得たお客様やご家族の情報は、ご了承なしに他人に漏らすことはありません。ただし、介護サービスを適切かつ円滑に提供される様、当該事業所が定める利用目的（別紙）においてお客様やご家族の個人情報を用いることがありますのでご了承願います。

12. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のためのマニュアルを作成しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施します。

13. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. サービス利用にあたっての禁止事項について

- (1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- (3) ご利用者（ご家族等）からの業務に支障を及ぼす著しい迷惑行為等といったカスタマーハラスメント
- (4) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

16. サービスに関する苦情

- (1) お客様に提供した居宅介護支援に関するご相談や苦情、及び「サービス利用票」に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は遠慮なく下記までご連絡ください。迅速に対応します。

担当者名：宗 禎信

電話：0968-62-6406

- (2) お客様は、当該事業所以外に市町村の相談苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることが出来ます。

17. その他重要事項

- (1) 居宅サービス計画の作成を、複数の居宅介護支援事業所に依頼することはお控え下さるよう、よろしくお願いいたします。

以上

本書面にに基づき、事業所より重要事項説明書の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意いたします。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 _____
氏 名 _____ 印

(書名代行者) 住 所 _____
氏 名 _____ 印
続 柄 _____
電話番号 _____

(事業所名) じげんえん居宅介護支援事業所
 熊本県荒尾市荒尾1997番地
 0968-62-6406
 施 設 長 東 博 治